三　農業等人間活動との両立

現在、本種による農作物被害（家庭菜園等で栽培される作物の被害を含む。）が発生していること、その一方で農作物被害防除のための防鳥ネット等の網に本種が絡まる事故が発生していること、さらには人の立入りによる生息地の攪乱が懸念される等、本種の生息は人間活動と密接に関係している。

このため、農作物被害状況の把握に努め、安全かつ効率的な被害防除方法の研究開発を行い、その普及を図るとともに、事故の早期発見体制を構築する。また、網を設置する場合には、事故が生じない構造とする等配慮がなされるよう努める。

さらに、観察、写真撮影等を目的とした重要な生息地への立入り等、観光利用の実態把握に努め、持続的な地域の活性化につなげるための利用の在り方について検討を行い、適正な観光利用の推進に努める。

四　傷病個体の救護等

防鳥ネット等の網に絡まる事故等による本種の傷病個体の発生時における救護、収容体制等を関係者間で構築する。

また、本種の保全に資するよう、野生復帰が可能と判断された保護個体については野外へ帰すものとし、野生復帰が困難と判断された保護個体については生物学的特性の把握、飼育技術の確立、普及啓発等に活用するとともに、死亡個体については可能な限り死亡要因の究明を行い、個体の保管体制及び活用方法について検討を行うものとする。

五　普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、本種と人間活動との軋轢が生じている状況にかんがみ、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民、観光客を始めとする国民等の関係者の理解及び協力が不可欠であることから、関係者に対し、本種の保全の必要性、生息状況等の調査結果等本事業の実施状況等に関する普及啓発及び情報発信を進め、本種の保全に対する配慮及び協力を働きかけ、関係地域の自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

また、本種の研究、調査等を推進し適切な保全を図るため、専門家の育成に努める。

六　効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保全活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。

○厚生労働省告示第三百八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

一　健康保険組合の名称　アボット健康保険組合

二　事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十一番十四号

三　設立事業所の名称及び所在地　アボットジャパン株式会社　東京都港区　外二事業所

四　認可の年月日　平成二十二年十月二十五日

○厚生労働省告示第三百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
東海マツダ販売健康保険組合	主たる事務所	愛知県名古屋市中区上前津二丁目三番三号	愛知県名古屋市瑞穂区二野町三番十八号	平成二十二年九月一日
新日本有限責任監査法人健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号	平成二十二年九月二十三日
川口工業健康保険組合	主たる事務所	埼玉県川口市青木一丁目十八番十五号	埼玉県川口市本町三丁目二番二十二号	平成二十二年九月二十七日
読売健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目七番一号	東京都中央区銀座六丁目十七番一号	平成二十二年十月一日
鈴屋健康保険組合	主たる事務所	東京都港区南青山二丁目二十四番十五号	東京都港区赤坂九丁目六番三十号	平成二十二年十月十二日

○農林水産省告示第千八百七十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、財団法人北農会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年十月四日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地

北海道札幌市中央区北二条西二丁目

変更後の事業所の所在地

北海道札幌市中央区北二条西一丁目十番地ピア二・一

○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字小貫字仏山一六、三五九九の一、二五九九の二、三六〇〇、三六〇四の一、三六〇五、三六〇七の三、三六〇七の四、字スゲ沢七〇、三六〇八、三六〇九、字中山八一の一から八一の六まで、一〇〇の一、一〇〇の四、一〇〇の五、二二七、二二二二、二二三〇、字長坂一一二、一一三、字狐塚一五七、一五八、一六七、一六八、一七〇、三一六、三一七、三一九、三三七の一、三三八、三三九、三四〇の一、字大木釜二五五、字地切三四三の一、三四三の三、三七〇の二、三八一、三八三の二、三八五、三九二から三九五まで、字丸山三四九、三八四の三、字笹子三五〇、三五六、三五九から三六四まで、三六五の一、三六五の二、三六六から三七〇まで、三七二、字明神山二二二四、字保沢二二二五、二二二七の二、二二二八、二二二九の一、字仏沢二二四八、字吹田谷二二六二、二二八二、三六一〇の一、三六一〇の二、三六一〇の四、三六一〇の六から三六一〇の九まで、三六一〇の二三、三六一〇の二四、三六一〇の三一、三六一〇の三二、三六一〇の三七から三六一〇の三九まで、三六一〇の四一、三六一〇の四二、三六一〇の四四、字小麦畑二二九五から二二九八まで、三六一五、字仏頂山三五九〇の四から三五九〇の八まで、三五九〇の一六、三五九〇の一九、字大久保三五九三の一、三五九三の七から三五九三の一〇まで、三五九三の一二、三五九五、三五九六、字夫婦塚三六一三の一、三六一四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字石コロバシ六一七三の一、六一七三の二、六一七六の一九、字花峯六五一一、六五一三、字加茂志七五一四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）